

国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程

平成18年4月1日	平18規程第10号	平成19年3月30日	一部改正	
	平成19年12月3日	一部改正	平成20年11月12日	一部改正
	平成21年3月11日	一部改正	平成21年6月16日	一部改正
	平成21年12月4日	一部改正	平成22年4月12日	一部改正
	平成22年12月3日	一部改正	平成23年3月31日	一部改正
	平成24年3月30日	一部改正	平成25年1月11日	一部改正
	平成25年3月8日	一部改正	平成25年11月1日	一部改正
	平成26年1月10日	一部改正	平成26年3月14日	一部改正
	平成26年12月5日	一部改正	平成27年3月13日	一部改正
	平成28年2月1日	一部改正	平成28年3月31日	一部改正
	平成28年12月1日	一部改正	平成28年12月26日	一部改正
	平成29年3月23日	一部改正	平成29年12月8日	一部改正
	平成30年3月15日	一部改正	平成30年11月9日	一部改正
	平成30年11月16日	一部改正	平成31年1月30日	一部改正
	平成31年3月26日	一部改正	令和元年6月25日	一部改正
	令和元年12月12日	一部改正	令和2年1月27日	一部改正
	令和2年12月9日	一部改正	令和3年3月24日	一部改正
	令和3年6月17日	一部改正	令和4年6月24日	一部改正
	令和4年9月30日	一部改正	令和4年12月26日	一部改正
	令和5年9月28日	一部改正	令和6年1月29日	一部改正
	令和6年3月28日	一部改正	令和6年12月26日	一部改正
	令和7年2月26日	一部改正	令和7年3月15日	一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
- 第2章 職員等の俸給（第12条－第18条）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 職責手当（第19条）
 - 第2節 初任給調整手当（第20条）
 - 第3節 扶養手当（第21条－第22条）
 - 第4節 地域手当（第23条）
 - 第5節 広域異動手当（第23条の2）
 - 第6節 研究手当（第24条）
 - 第7節 住居手当（第25条－第31条）
 - 第8節 通勤手当（第32条－第43条）
 - 第9節 単身赴任手当（第44条－第49条）
 - 第10節 特殊勤務手当（第50条）
 - 第11節 寒冷地手当（第50条の2－第50条の3）
 - 第12節 超過勤務手当（第51条）
- 第4章 賞与
 - 第1節 期末手当（第52条－第55条）
 - 第2節 業績手当（第56条）
 - 第3節 任期付職員業績手当等（第57条）
- 第5章 給与の特例等（第58条－第64条）
- 第6章 規程の実施（第65条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平18規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第41条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平18規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の職員及び任期付職員（以下「職員等」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の体系)

第2条 職員等の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

- 2 職員の諸手当は、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び超過勤務手当とし、任期付職員の諸手当は、職責手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当及び超過勤務手当とする。
- 3 職員の賞与は、期末手当及び業績手当、任期付職員の賞与は、期末手当及び任期付職員業績手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員等が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員等の給与は、その全額を通貨で、直接職員等に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員等の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員等に支払うべき給与の金額から控除して支払うものとする。

- 2 職員等が労使協定に基づき給与の全部又は一部につき自己の口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給定日)

第5条 俸給並びに職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、その月額の全額を毎月16日、特殊勤務手当、及び超過勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の翌日（その日が職員就業規則第22条及び任期付職員就業規則第22条に規定する所定休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
 - 二 支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
 - 三 支給定日が休日（前2号を除く。）に当たるときは、支給定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- 2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
 - 3 業績手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
 - 4 任期付職員業績手当は、6月30日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給の支給)

- 第6条** 新たに職員等となった者には、その日から俸給を支給し、昇格、降格、昇給及び減額により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 2 職員等が退職した場合(次項に掲げる場合を除く。)には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員等が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定より、俸給を支給した場合であって、その月の初日から支給するとき以外のときは、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員就業規則第22条及び任期付職員就業規則第22条に規定する所定休日(以下「所定休日」という。)を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 第4項の規定は、第19条に規定する職責手当、第20条に規定する初任給調整手当、第23条に規定する地域手当、第23条の2に規定する広域異動手当及び第24条に規定する研究手当の支給について準用する。

(給与の期間)

- 第7条** 給与の期間は一の月の初日から末日までとする。

(給与の即時払)

- 第8条** 第5条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。
- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職(前号に規定する場合を除く。)したとき。
- 2 前項の権利者とは、死亡当時の本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
- 一 配偶者
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

- 第9条** 理事長は、職員等が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第5条に規定する支給定日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(労働1時間当たりの給与額)

- 第10条** 第51条、第58条及び第61条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当、研究手当及び初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定時間数で除して得た額とする。

(端数の処理)

- 第11条** 第6条第4項の規定による日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端

数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、前条の規定による超過勤務 1 時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後 10 時から午前 5 時までの間の労働）の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児部分休業の時間数、介護部分休業の時間数及び介護時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げるものとする。

第 2 章 職員等の俸給

(俸給)

第 12 条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑困難及び責任の度に基づき、任期付職員の俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その研究業務等に基づき、それぞれ俸給表において定める級及び号俸により決定する。

- 2 俸給表の種類は、以下に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

職員俸給表（別表第 1）

任期付職員俸給表（別表第 2）

(初任給)

第 13 条 新たに採用する職員等の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員等との権衡を考慮して決定する。

(人事交流者の俸給)

第 14 条 人事交流その他により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）の適用を受けていた者（以下「給与法適用職員」という。）を採用する場合の職務の級は、次の表に掲げるとおりとし、給与法適用職員で次の表にない俸給表の適用を受けていた者を採用する場合の職務の級は、他の職員との権衡を考慮して決定する。

職員 給与表	給与法 行政職俸給表（一）	給与法 研究職俸給表
6 級	10 級（理事長が別に定めた場合に限る。）	6 級（理事長が別に定めた場合に限る。）
5 級	8 級、9 級及び 10 級	5 級及び 6 級
4 級	6 級及び 7 級	4 級
3 級	4 級及び 5 級	3 級
2 級	3 級及び 4 級	2 級
1 級	1 級及び 2 級	1 級

- 2 前項の規定により決定した給与法適用職員の号俸は、職員となった前日に適用を受けていた号俸の額の号俸とする。ただし、同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の俸給額の号俸とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、給与法適用職員の職務の級及び号俸について、他の職員との権衡を考慮して決定することができる。
- 4 人事交流その他により、給与法適用職員以外の者を採用する場合の職務の級及び号俸は、他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇格)

第 15 条 理事長が勤務成績が良好であると認めた職員は、1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、その者が昇格した日の前日に受けた号俸に対応する別表第 4 に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前 2 項の昇格は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日に行う。
- 4 給与法適用職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、第 2 項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して決定する。
- 5 人事交流その他により採用された者の昇格は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合に行うことができる。

(降格)

第 16 条 職員就業規則第 55 条第 3 号の規定により降格させた場合における号俸は、降格した日の前日に受けた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

- 2 職員就業規則第 9 条の 2 の規定による降任に伴い、職員を降格させた場合における号俸は、その者が降格した日の前日に受けた号俸に対応する別表第 4 の 2 に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給)

第 17 条 職員の昇給は、次条に定めるものを除き、毎年 7 月 1 日（以下「昇給日」という。）に、その者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 給与法適用職員が、人事交流その他により採用された場合（職員が復帰を前提に理事長の要請により退職し、国の機関等において出向先の業務に従事した後、復帰した場合を除く。）の昇給は、前項の規定にかかわらず、毎年 1 月 1 日に、その者の勤務成績に応じて行うことができる。
- 3 職員の勤務成績の判定は、国立研究開発法人国立環境研究所職務業績評価規程（平 13 規程第 10 号。以下「職務業績評価規程」という。）により行うものとし、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、その者の勤務成績に応じ、当該職員が各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分により決定するものとする。
 - 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - 二 勤務成績が特に良好である職員 B
 - 三 勤務成績が良好である職員 C
 - 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - 五 勤務成績が良好でない職員 E
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第 5（第 19 条第 1 項第 1 号の適用を受ける職員及び監査室長（以下「ユニット長」という。）にあっては別表第 6）に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。
- 5 4 月 1 日時点で 55 歳以上の職員（以下「55 歳以上の職員」という。）に係る第 1 項又は第 2 項の規程による昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、別表第 7 に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。
- 6 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前 3 項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分により決定するものとする。
 - 一 職務業績評価規程で定める職務業績評価の対象期間（当該対象期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から終了日までの期間。次号

において同じ。) の 6 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員
(第 3 項第 5 号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

二 対象期間の 2 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

- 7 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、当該昇給区分より上位の昇給区分に決定することができる。
- 8 第 6 項各号の期間には、職員就業規則第 26 条の規定による年次有給休暇の期間、同規則第 29 条第 1 項の規定による特別休暇の期間、同規則第 30 条に規定する病気休暇（業務上又は通勤による負傷及び疾病による病気休暇に限る。）の期間、同規則第 32 条の規定による育児時間の期間、同規則第 34 条、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定により勤務しなかった期間、国立研究開発法人国立環境研究所職員人事規程（平 18 規程第 5 号。以下「職員人事規程」という。）第 21 条第 1 項第 1 号（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）、同項第 3 号及び第 4 号の休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）により勤務しなかった期間並びに育児休業、介護休業等に関する規程（平 18 規程第 8 号。以下「育児休業、介護休業規程」という。）第 4 条及び第 11 条に規定する育児休業（職務業績評価対象期間の全期間において勤務しなかった場合を除く。）、同規程第 19 条に規定する育児部分休業、同規程第 24 条に規定する介護休業、同規程第 30 条に規定する介護部分休業及び同規程第 33 条に規定する介護時間により勤務しなかった期間を除く。
- 9 第 6 項第 1 号の対象期間の 6 分の 1 に相当する期間の日数及び同項第 2 号の対象期間の 2 分の 1 に相当する期間の日数は、所定休日を除いた現日数の 6 分の 1 又は 2 分の 1 の日数（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを 1 日に切り上げた日数）とする。7 時間 45 分をもって 1 日と換算し、換算の結果を合計した後に 1 日未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 10 前年の昇給日後に新たに職員となった者（第 14 条各項の適用を受けた者及び任期付職員）の昇給の号俸数は、第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、各項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たな職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（一月末満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。
- 11 前 3 項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 12 第 14 条第 1 項の適用を受けた職員にあっては、前項までの規定によるもののほか、理事長が必要と認める場合に昇給を行うことができる。
- 13 第 4 項、第 5 項、第 10 項又は第 12 項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高号俸の号俸数から当該昇給日の前日にその者が受けている号俸数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、各項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

（特別の場合の特別昇給）

第 18 条 勤務成績良好な職員が生命を賭して職務を遂行し、それらにより危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、前条の規定にかかわらず、4 号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、昇給日にその者が属する職務の級の最高号俸の号俸数から当該昇給日の前日にその者が受けている号俸数を減じて得た数に相当する号俸数が 4 号俸に満たない場合の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

- 2 前項の昇給期間は、退職又は死亡の日とする。

第 3 章 諸手当

第 1 節 職責手当

(職責手当)

- 第19条** 職責手当は、管理又は監督の地位にある次の各号に掲げる職員等に支給する。
- 一 企画部長、連携推進部長、総務部長、環境情報部長、地球システム領域長、資源循環領域長、環境リスク・健康領域長、地域環境保全領域長、生物多様性領域長、社会システム領域長、気候変動適応センター長及び福島地域協働研究拠点長
 - 二 企画部次長、環境情報部次長、監査室長、副領域長、気候変動適応センター副センター長、プログラム総括、地球環境研究センター長、衛星観測センター長、基盤計測センター長、エコチル調査コアセンター長、エコチル調査コアセンター次長、研究グループ長及び上級主席研究員
 - 三 主席企画連携主幹、総務部の課長、室長、分室長、福島地域協働研究拠点総務企画課長及び主席研究員
 - 四 企画連携主幹、研究調整主幹、上級主幹研究員、主幹研究員、主任研究員及び主計調整主幹
- 2 前項各号に規定する役職を占める職員等に支給する職責手当の額は、当該職員等の属する職務の級（第12条第2項に規定する任期付職員俸給表の適用を受ける任期付職員のうち、招へい型任期付職員にあっては5級、テニュアトラック型任期付職員にあっては3級、特定業務任期付職員にあっては他の職員との権衡を考慮して定めた職務の級）及び当該役職に係る前項各号の規定による区分に応じ、別表第8の職責手当額表に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、第1項各号に掲げる職員等に、職務の状況等に基づき、別に定める職責手当の額（別表第8に定める職責手当の額に限る。）を支給することができる。
- 4 職責手当を受ける職員等が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働災害補償法（昭和22年法律第5号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第2号に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、職責手当は支給しない。
- 5 一の給与期間の中途において、職責手当の有無が生じた場合又は変更となった場合は、第6条第4項の規定を準用する。

第2節 初任給調整手当

(初任給調整手当)

- 第20条** 医学、歯学又は獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証、歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証又は獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）には、別表第9に定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、前条第1項第1号に規定する職責手当を支給する職員については支給しない。
- 2 前項の場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で理事長が認めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ前項に規定する職員として採用された日又は前項に規定する職員以外の職員として採用された後、前項に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、前項に規定する職員として採用された日又は前項に規定する職員以外の職員として採用された後、前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

第3節 扶養手当

(扶養手当)

- 第21条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の級が6級の職員に対しては支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- 一 削除
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 重度心身障害者
- 3 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者若しくは兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額は、第2項第2号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(決定等)

- 第22条** 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。
- 3 理事長は、第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 5 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 6 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはその者が退職した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの

すべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等で、第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 6 級の職員が 6 級以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等で、第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 5 級の職員が 5 級及び 6 級以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等で、第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 6 級以外の職員が 6 級職員となった場合
 - 六 扶養親族たる父母等で、第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 5 級及び 6 級以外の職員が 5 級職員となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で、第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

第 4 節 地域手当

（地域手当）

第 23 条 地域手当は、研究所（福島地域協働研究拠点、琵琶湖分室及び水道水質研究和光分室を含む。）が所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員等に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 茨城県つくば市 100 分の 16
 - 二 福島県田村郡三春町 100 分の零
 - 三 滋賀県大津市 100 分の 9
 - 四 埼玉県和光市 100 分の 15
- 3 前項の規定にかかわらず、第 24 条の規定により研究手当を支給されることとなる職員等の地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の支給割合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合が零となる職員等には、当該地域手当は支給しない。
- 一 100 分の 10 を超える支給割合 当該支給割合から研究手当の支給割合を減じた割合
 - 二 100 分の 10 以下の支給割合 100 分の 10 から研究手当の支給割合を減じた割合
- 4 第 1 項に規定する地域手当を支給されていた職員等であって、その在勤する地域以外の地域に異動した場合（これらの職員等が、異動の前日に在勤していた地域に引き続き 6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）で、当該異動の日から在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、当該異動の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間（前項各号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から 1 年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から 1 年を経過するまでの期間 異動前の支給割合
 - 二 当該異動の日から 1 年を超えて、2 年を経過するまでの期間 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た支給割合
 - 三 当該異動の日から 2 年を超えて、3 年を経過するまでの期間 異動前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た支給割合
- 5 給与法第 11 条の 3 の規定の適用を受けていた者が、人事交流その他により引き続き新たに職員となった場合であって、その採用の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き 6 ヶ月を超えて在勤していた場合又は当該地域若しくは官署に引き続き 6 ヶ月を超えて在勤していない場合であって同法に定める地域手当の支給が受けられる地域（以下「支給地域」という。この項において同じ。）に引き続き 6 ヶ月を超えて在勤していた場合における同法で定める支給割合（支給地域に引き続き 6 ヶ月を超えて在勤していた場合であって、その間異なる地域手当の支給割合の適用を受けていたとき又は支給割合の改定があったときは、そのうち最も低い割合）が第 2 項による支給割合を超えるときは、当該採用の日から 3 年を経過するまでの間（第 2 号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から 1 年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 一 当該採用の日から 1 年を経過するまでの期間 採用前の支給割合
 - 二 当該採用の日から 1 年を超えて、2 年を経過するまでの期間 採用前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た支給割合
 - 三 当該採用の日から 2 年を超えて、3 年を経過するまでの期間 採用前の支給割合に 100 分の 60 を乗じて得た支給割合
- 6 人事交流その他により引き続き新たに職員となった者で、給与法以外のこの規程に相当する規程の適用を受けていた場合の地域手当は、他の職員との権衡を考慮して定める。

第 5 節 広域異動手当

（広域異動手当）

- 第 23 条の 2** 職員が就業の場所を異にして異動した場合又は職員が就業する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。
- 一 300 キロメートル以上 100 分の 10
 - 二 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項に基づき更に広域異動手当が支給されることとなる職員に対する広域異動手当の支給は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は同一の割合となるとき 再異動等の日以後、再異動等に

よる広域異動手当を3年間支給

- 二 当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るとき 再異動等の際に支給されている広域異動手当の支給期間は 当初広域異動等に係る広域手当を支給し、引き続き、再異動等の日から3年を経過する日まで再異動等による広域異動手当を支給
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定める職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があった者には、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給される職員が、前条の規定により地域手当又は次条の規定により研究手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、第1項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当又は研究手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、第1項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 研究手当

(研究手当)

- 第24条** 研究手当は、人材の確保等を図るため、研究系職員及び任期付研究員に支給する。
- 2 研究手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、第23条第2項に定める割合の範囲内で、別に定めることができる。

第7節 住居手当

(住居手当)

- 第25条** 住居手当は、次のいずれかに該当する職員（就業の場所を異にする異動が予定されない職員を除く。）に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）
イ 国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている職員
ロ その他理事長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
ハ 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第21条に規定する扶養親族で第22条第1項の規定による届出がされている者をいう。以下この号において同じ。）が所有し又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅（理事長がこれに準ずると認める住宅を含む。）及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 二 第44条又は第45条第4項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第1号イからハまでに規定する職員が居住している住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員
- 三 第45条第4項各号に該当する職員で、同各号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同各号に規定する異動の直前の住居であった住宅（第1号イからハまでに規定する職員が居住している住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員

(支給額)

第26条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
 - ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは 17,000 円）を 11,000 円に加算した額
- 二 前条第2号及び第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第27条 職員は、新たに第25条の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第28条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第25条の要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第29条 第27条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を家賃の額とする。

- 一 居住に関する支払額に食費が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

（支給の始期及び終期）

第30条 住居手当の支給は、職員が新たに第25条の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第27条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第31条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第25条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

第8節 通勤手当

(通勤手当)

第32条 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

- 一 通勤（職員等が勤務のため、その者の住居と就業の場所との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。）
 - 二 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具、又は自転車（研究所の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員等（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
 - 四 前各号に規定する通勤することが著しく困難である職員等は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一の表の身体障害欄に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難である職員等とする。
- 2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員等 支給単位期間につき、次条第1号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
 - 二 前項第2号に掲げる職員等 次のイからワまでに掲げる職員等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該イからワまでに定める額
 - イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員等 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員等 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員等 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員等 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員等 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員等 15,800円
 - ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員等 18,700円
 - チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員等 21,600円
 - リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員等 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員等 26,200円
 - ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員等 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員等 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60km以上である職員等 31,600円

- 三 前項第3号に掲げる職員等 次のイ及びロに掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額
- イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である職員等及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等 前2号に定める額
- ロ 1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員等（イに掲げる職員等を除く。） 第1号に定める額
- 3 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情の変更を生ずる職員等で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居（就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第6項に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき次条第2号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（第38条第3項において「特別料金等相当額」という。）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員等となった者（第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該適用の直前の住居（この規程の適用を受ける職員等となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第6項の基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（次に掲げる職員等に限る。）、その他前項の規定による通勤手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等の通勤手当の額の算出について準用する。
- 一 配偶者（配偶者のない職員等にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員等で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が前項第1号及び第2号に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- 二 職員等又は配偶者の就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転（配偶者が職員等でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員等及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員等で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）
- 三 職員等又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員等で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居

又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該父母の介護を行っているものに限る。)

四 その他前項の規定による通勤手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員等

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員等の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 第3項に規定する新幹線鉄道等の利用の基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合は、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると理事長が認めるものであること。
 - 二 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員等の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると理事長が認めるものであること。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月)とする。
 - 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等にあっては、当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間(ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)
 - 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等にあっては、1箇月
- 8 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に退職すること、勤務形態の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合は、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 9 支給単位期間は次に定める月から開始する。
 - 一 第39条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
 - 二 職員等が、月の途中において職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされ、育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をし、職員就業規則第55条第4号及び任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受け又は職員就業規則第60条及び任期付職員就業規則第60条の規定により就業を禁止させられた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次号に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復職した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。
 - 三 出張、休暇、欠勤その他の事由(職員就業規則第46条第2項又は任期付職員就業規則第46条第2項による場合を含む。第40条第1項第4号、第41条第1項第1号の

ニ、第43条に規定するその他の事由において同じ。)により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前号に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当の額の算出の基準)

第33条 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。

第34条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、これらにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第35条 第32条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間(第32条第3項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- 2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前2項の規定は、第32条第3項第1号に規定する特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等」と、前項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(自宅等において勤務を行う場合)

第35条の2 職員就業規則第46条第2項又は任期付職員就業規則第46条第2項により、理事長が自宅等における勤務を行うことを認めた職員等の通勤手当の額は、前4条により算定される額と、支給単位期間を1箇月として算出した額に21分の1を乗じて得た額を勤務1日当たりの額とし、この勤務1日当たりの額に、一の給与期間における実勤務日数(自宅等において勤務することの承認を得た日数を除く。)を乗じて得た額を比較し、いずれか低い額を通勤手当の額とする。

(届出)

第36条 職員等は、新たに第32条第1項の要件を具備するに至った場合は、通勤届により、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。職員等が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- 一 就業の場所を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第37条 理事長は、職員等から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第32条第1項の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給日等)

第38条 通勤手当は、支給単位期間（第3項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第3項に定める期間（以下この条及び第43条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第5条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給定日前において退職した職員等には、当該通勤手当をその際支給する。

3 2以上の交通機関等を利用し、1箇月当たりの運賃等相当額等、第32条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下第41条において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第39条 通勤手当の支給は、職員等に新たに第32条第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員等が退職した場合においては、それぞれその者が退職した日、通勤手当を支給されている職員等が第1項の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第36条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員等にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員等となった者又は就業の場所を異にして異動した職員等が当該適用又は当該異動の直後に在勤する就業の場所への勤務を開始すべきこととされる日に第32条第1項の要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

(通勤手当の返納事由)

第40条 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員等に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して次条に定める額を返納させるものとする。

一 退職した場合又は第32条第1項の要件を欠くに至った場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 職員等が、月の途中において、職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされ、

育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をし、又は職員就業規則第60条及び任期付職員就業規則第60条の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(通勤手当の返納額)

第41条 普通交通機関等に係る通勤手当の返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月(次号において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
 - イ 第40条第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)
 - ロ 第40条第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - ハ 第40条第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- 二 第40条第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)
- 三 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第40条各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

(事後の確認)

第42条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員等が第32条第1項の要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員等に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時確認するものとする。

(支給できない場合)

第43条 第32条第1項の職員等が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

第9節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第44条 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得な

い事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員等であって、当該異動の直前の住居から当該異動の移転の直後に在勤する就業の場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められる職員等のうち、単身で生活することを常況とする職員等には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業の場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員等若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員等又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員等と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（自動車等及び航空機を除く。）により算定した通勤距離が 60km 以上であること。
 - 二 前号と同様に算定した通勤距離が 60km 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

- 第 45 条** 単身赴任手当の月額は、30,000 円（職員等の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が 100km 以上である職員等にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第 3 項に定める額を加算した額）とする。
- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による職員等の住居から配偶者の住居までの経路の長さにより行うものとする。
 - 3 第 1 項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 100km 以上 300km 未満 8,000 円
 - 二 300km 以上 500km 未満 16,000 円
 - 三 500km 以上 700km 未満 24,000 円
 - 四 700km 以上 900km 未満 32,000 円
 - 五 900km 以上 1,100km 未満 40,000 円
 - 六 1,100km 以上 1,300km 未満 46,000 円
 - 七 1,300km 以上 1,500km 未満 52,000 円
 - 八 1,500km 以上 2,000km 未満 58,000 円
 - 九 2,000km 以上 2,500km 未満 64,000 円
 - 十 2,500km 以上 70,000 円
 - 4 新たに俸給表の適用を受ける職員等又は人事交流その他により引き続き職員として採用され、前条に該当することとなった職員及びその他前条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前条及び前 3 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 一 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員等であって、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められる職員等以外の職員等で当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常

況とする職員等

- 二 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情に準じて次のイ又はロに掲げる事情により、同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員等（配偶者のない職員等に限る。）であって、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員等
イ 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が学校教育法第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。
ロ その他満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が職員等と同居できないと認められるイに類する事情
- 三 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、次のイからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員等にあっては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員等（当該別居が当該異動の日から起算して 3 年以内に生じた職員等に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員等
イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員等又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の就業の場所を異にする移動の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。
ロ 配偶者が学校教育法第 1 条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること
ハ その他配偶者が職員等と同居できないと認められる同項に類する事情
- 四 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、前条第 2 項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員等にあっては、第 2 号イ又はロに掲げる事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員等で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等
- 五 就業の場所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、第 3 号イからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員等（当該別居が当該異動の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員等に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等
- 六 第 1 号から前号の規定中「就業の場所を異にする異動に伴い」とあるのを「新たに俸給表の適用を受ける職員等又は人事交流その他により引き続き職員として採用されたことに伴い」と、「異動」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる要件に該当することとなる職員
- 七 その他前条の規定による単身赴任手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員等
- 5 職員等の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員等には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第 46 条 職員等は、新たに第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書その他就業証明書等職員等が配偶者等と別居したこととなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員等の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第 47 条 理事長は、職員等から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第 48 条 単身赴任手当の支給は、職員等が新たに第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、同規定の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 46 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員等にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第 49 条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員等が第 44 条又は第 45 条第 4 項各号の要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員等に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第 10 節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第 50 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とすると認められるものに従事する職員等には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類及び支給要件は、次の各号に掲げる手当ごとに当該各号に定める業務に従事した場合とする。

一 航空手当 職員等が航空機に搭乗し、大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査に従事した場合

二 その他理事長が定める業務に従事した場合

- 3 前項第 1 号の手当の額は、搭乗した時間 1 時間（航空勤務日誌（以下「日誌」という。）

に基づく実際に従事した時間)につき、次に掲げる各号の職員等の区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、一の月の総額は、当該各号に定める額に 80 を乗じて得た額を超えることができない。

- 一 職員俸給表 1 級の職員 1,200 円
- 二 前号に掲げる職員以外の職員等 1,900 円
- 4 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度 5,000 メートル以上の高空を 30 分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項第 1 号の手当の額は、同項に定める手当額に、100 分の 30 (日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、100 分の 45) に相当する額を加算した額とする。ただし、一の月の加算額の総額は、同項に定める額に 80 を乗じて得た額に、100 分の 30 を乗じて得た額を超えることができない。
- 5 第 2 項第 2 号に規定する業務に従事した場合の手当の額は、理事長が別に定める。

第 11 節 寒冷地手当

(寒冷地手当)

第 50 条の 2 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌 3 月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる拠点に在籍する職員等（以下、次条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

- 一 福島地域協働研究拠点

(支給額)

第 50 条の 3 前条に係る支給対象職員に支給する寒冷地手当の額は、基準日における世帯等の区分に応じ、次表に掲げる額とする。

世帯等の区分	支給額
世帯主である職員等	扶養親族のある職員等 19,800 円
	その他の世帯主である職員等 11,400 円
その他の職員等	8,200 円

備考

「扶養親族のある職員等」には、扶養親族のある職員等であって福島地域協働研究拠点が所在する福島県田村郡に居住する扶養親族がないもののうち、第 44 条第 1 項の規定により単身赴任手当が支給されている職員等であって、支給地域外に居住する扶養親族の住居（当該住居が 2 以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と福島地域協働研究拠点との間のうち最も近いものの距離（この表において「最短距離」という。）が 60km 以上である者及び第 44 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員等以外の職員等であって扶養親族と同居していない者のうち最短距離が 60km 以上である者は含まないものとする。

- 2 次の各号に掲げる支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 第 59 条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第 64 条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前 2 号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる職員 零
 - イ 本邦外にある職員（世帯主である職員等（主としてその収入によって世帯の生計を支えている扶養親族を有する者及び扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え、又は下宿、寮等の一部屋を専有している者をいう。）であって、その扶養親族が、当該職員が本邦外にある期間内に本邦に居住する者を除く。）
 - ロ 職員人事規程第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

- ハ 職員人事規程第 21 条第 1 項（口に掲げる職員を除く。）のうち、第 59 条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
- ニ 職員就業規則第 56 条第 1 項の規定により出勤停止の処分を受けている職員
- ホ 育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 11 条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による額を超えない範囲内で、第 6 条第 4 項を準用して算定した額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- 三 基準日において前項第 1 号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第 59 条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定による割合が変更された場合
- 4 支給対象職員が、基準日から俸給の支給定日の前日までの間において退職又は懲戒解雇にされた場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。
- 5 基準日から引き続いて第 2 項第 3 号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給定日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

第 12 節 超過勤務手当

(超過勤務手当)

- 第 51 条 職員就業規則第 18 条及び任期付職員就業規則第 18 条による所定労働時間を超えて勤務を命ぜられた職員等又は所定休日に勤務を命ぜられた職員等及び午後 10 時から翌日午前 5 時までの間（以下「深夜時間帯」という。）に勤務を命ぜられた職員等には、超過勤務手当を支給する。
- 2 超過勤務 1 時間当たりの額は、第 10 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において 60 時間以内の時間（次号に定める時間を除く。） 100 分の 125
- 二 前号に定める時間内において所定休日に勤務した時間 100 分の 135
- 三 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150
- 四 深夜時間帯に勤務した時間 100 分の 25
- 3 超過勤務手当の月額は、前項の規定によりそれぞれ算定した超過勤務 1 時間当たりの額に、一の給与期間における同項各号に掲げる超過勤務の区分ごとの時間数をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。
- 4 第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定は、第 19 条の規定により職責手当を支給される職員等については適用しない。

第 4 章 賞与

第 1 節 期末手当

(期末手当)

- 第 52 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準

日」という。)に、それぞれ在職する職員等(職員人事規程第21条第1項の規定により休職されている職員等のうち給与の支払いを受けていない職員等(以下「無給休職者」という。)、職員人事規程第21条第1項第2号の規定する起訴休職者、職員就業規則第55条第4号又は任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等、育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等を除く。)及び国立研究開発法人国立環境研究所配偶者同行休業に関する規程(平成25規程3号。以下「配偶者同行休業規程」という。)第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員等(次の各号に掲げる職員等を除く。)についても同様とする。

- 一 その退職した日において、無給休職者、起訴休職者、職員就業規則第55条第4号又は任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等、育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等を除く。)及び配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員のいずれかに該当する職員等であった者
 - 二 基準日までの間において、その退職後引き続き次に掲げる常勤の職員(期末手當に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員等としての在職期間を次の各号に掲げる職員としての在職期間に通算して支給することとされている者に限る。)になった者
 - イ 紙与法の適用を受ける者
 - ロ 特別職の国家公務員(行政執行法人の役員を除く。)
 - ハ 行政執行法人の職員
 - ニ 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。第7項第7号及び第56条第1項第2号トにおいて同じ。)
 - ホ 独立行政法人等役員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員をいう。第7項第5号及び第56条第1項第2号ホにおいて同じ。)
 - ヘ 地方公務員
- 2 期末手當の額は、期末手当基礎額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額(理事長が別に定める職員等(以下「特定職員」という。)にあっては、6月及び、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額。任期付職員にあっては6月及び12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
 - 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額の合計額とする。
 - 4 その職務の級が2級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額の合計額に職員等の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
 - 5 第19条の規定により職責手当を支給されている職員等であるものについては、前2項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、職員の区分に応じて、俸給の月額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 職員就業規則第55条第4号又は任期付職員就業規則第55条第3号の規定により出勤停止の処分を受けている職員等として在職した期間
 - 二 育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等として在職した期間のうち、その2分の1の期間
 - 三 育児休業、介護休業規程第20条の規定により育児短時間勤務をしている職員等として在職した期間のうち、その62分の15の期間
 - 四 休職にされていた期間（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるもの及び別に理事長が認める休職期間を除く。）のうち、その2分の1の期間
 - 五 配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間のうち、その2分の1の期間
- 7 第2項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が人事交流その他により引き続き職員となった場合（期末手当に相当する給与の支給について、次の各号に掲げる職員としての在職期間をこの規程の適用を受ける職員としての在職期間に通算して支給することとされる場合に、期末手当に相当する給与を支給しないこととされている者が職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。
- 一 給与法の適用を受ける者
 - 二 特別職の国家公務員（行政執行法人の役員を除く。）
 - 三 行政執行法人の職員
 - 四 公庫等職員
 - 五 独立行政法人等役員
 - 六 地方公務員
- 8 第2項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、契約職員就業規則第16条第1項第1号に定めるフルタイム契約職員として在職した期間を算入する。

（期末手当の支給差し止め）

- 第53条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた職員等
 - 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員等（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
 - 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

（期末手当の一時支給差し止め）

- 第54条** 支給日に期末手当を支給することとされていた職員等で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、

その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に
関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑
事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に
関し起訴を
されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過し
た場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期
末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを
妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該
一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。当
該一時差止処分を取り消した場合も同様とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に
関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一時差止処分に係る在職期間）

第55条 前2条に規定する在職期間は、職員等として在職した期間とする。

2 第52条第7項第1号から第9号までに掲げる者が引き続き職員等となった場合は、そ
れらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第2節 業績手当

（業績手当）

第56条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準
日」という。）にそれぞれ在職する職員（職員人事規程第21条第1項の規定により休職
にされている職員（業務上の傷病による者を除く。）、職員就業規則第55条第4号の規定
により出勤停止の処分を受けている職員、育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は
第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員（基準日以前6箇月以内の期
間において勤務した期間がある職員を除く。）及び配偶者同行休業規程第3条又は第4条
の規定により配偶者同行休業をしている職員を除く。）に、その者の勤務成績に応じて支
給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同
じ。）した職員（次の各号に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職した日において、職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされてい
る職員（第59条第1項の規定の適用を受けている休職者を除く。）、職員就業規則第55
条第4号の規定により出勤停止の処分を受けている職員、育児休業、介護休業規程第4
条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員（基準日
以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）及び配偶者同行休業
規程第3条又は第4条の規定により配偶者同行休業をしている職員のいずれかに該当
する職員であった者
- 二 基準日までの間において、その退職後引き続き次に掲げる常勤の職員（業績手当に相

当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を次の各号に掲げる職員としての在職期間に通算して支給することとされている者に限る。) となつた者。ただし、業績手当に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。

イ 給与法の適用を受ける者

ロ 特別職の国家公務員（行政執行法人の役員を除く。）

ハ 行政執行法人の職員

二 公庫等職員

ホ 独立行政法人等役員

ヘ 地方公務員

2 業績手当の額は、業績手当基礎額に、その者の勤務成績に応じて定める割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する業績手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給並びに俸給に対する地域手当、広域異動手当及び研究手当の月額の合計額とする。

4 その職務の級が2級以上であるものについての第52条第4項及び第5項の規定については、前項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「期末手当基礎額」とあるのは、「業績手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 第2項に規定する勤務成績に応じて定める割合は、勤務成績の区分に応じ、それぞれ理事長が定める割合とし、勤務成績の区分の判定方法は、別に定める。

6 第2項に規定する在職期間別割合は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95

三 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90

四 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80

五 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70

六 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60

七 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50

八 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40

九 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30

十 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20

十一 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15

十二 15日以上1箇月未満 100分の10

十三 1日以上15日未満 100分の5

十四 零 零

7 前項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規則第55条第4号の規定により出勤停止の処分を受けている職員として在職した期間

二 育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員として在職した期間

三 育児休業、介護休業規程第20条の規定により育児短時間勤務をしている職員として在職した期間のうち、その31分の15の期間

四 休職にされていた期間（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるもの及び別に理事長が認める休職期間を除く。）

五 第58条第1項の規定により給与を減額された期間

六 負傷又は疾病（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間（職員就業規則第30条第4項又は職員人事規程第26条第3項の規定により、復職試行時間短縮勤務を行った期間を除く。）から所定休日を除いた日が30日

を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

- 七 育児休業、介護休業規程第 19 条の規定による育児部分休業、同規程第 30 条の規定による介護部分休業及び同規程第 33 条の規定による介護時間の申し出をして勤務しなかつた期間が 30 日を超える場合は、その勤務しなかつた全期間
- 八 基準日以前 6 箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 九 配偶者同行休業規程第 3 条又は第 4 条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
- 8 第 6 項に規定する在職期間には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、契約職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に定めるフルタイム契約職員として在職した期間を算入する。

第 3 節 任期付職員業績手当

(任期付職員業績手当)

- 第 57 条** 任期付職員業績手当は、6 月 1 日（以下この条においてこれを「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期付職員のうち、基準日以前 1 箇年以内の期間において特に顕著な業績を挙げたと認められる者に支給することができる。
- 2 任期付職員業績手当の額は、その者の俸給月額に相当する額とする。

第 5 章 給与の特例等

(給与の減額)

- 第 58 条** 職員等が勤務しないときは、所定休日である場合、職員就業規則第 24 条及び任期付職員就業規則第 24 条の規定により休日の振替を行った場合、職員就業規則第 24 条の 2 及び任期付職員就業規則第 24 条の 2 の規定により代休を与えた場合、休暇（業務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇の承認された場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合、職員就業規則及び任期付職員就業規則第 32 条及び第 34 条から第 40 条までの規定により請求があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 10 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(休職者等の給与)

- 第 59 条** 職員等が業務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員人事規程第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第 76 条による休業補償及び労災保険法第 14 条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）第 3 条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員等が職員人事規程第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間が満 1 年（結核性疾患による場合は 2 年間）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の 100 分の 80 を支給することができる。
 - 3 職員等が職員人事規程第 21 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当及び住居手当、寒冷地手当の 100 分の 60 以内を支給することができる。
 - 4 職員等が職員人事規程第 21 条第 1 項第 3 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の 100 分の 70 以内を支給することができる。
 - 5 職員等が職員人事規程第 21 条第 1 項第 4 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究手当、住居手当、寒冷地

手当及び期末手当の 100 分の 70 以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100 分の 100）を支給することができる。

- 6 職員等が職員人事規程第 21 条第 1 項第 5 号の規定による休職にされた場合の給与については、理事長が別に定める。
- 7 第 2 項から第 6 項までの規定による俸給、地域手当、広域異動手当、研究手当及び寒冷地手当の額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（病気休暇連続取得日数が 90 日を超えた場合の給与）

第 59 条の 2 職員等が職員就業規則第 30 条第 4 項、任期付職員就業規則第 30 条第 4 項又は職員人事規程第 26 条第 3 項の規定により復職試行時間短縮勤務を行った場合であつて、職員就業規則第 30 条第 5 項又は任期付職員就業規則第 30 条第 5 項の規定により、病気休暇連続取得日数が 90 日を超えた場合、その間の給与として俸給及び前条第 2 項に列記した手当の 100 分の 80 を支給することができる。

（育児休業者及び介護休業者の給与）

第 60 条 育児休業、介護休業規程第 4 条、第 11 条又は第 24 条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員等には、その休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 第 52 条に規定する基準日に育児休業又は介護休業をしている職員等のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第 56 条に規定する基準日に育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

（育児短時間勤務者の給与）

第 61 条 育児休業、介護休業規程第 20 条の規定により育児短時間勤務をしている職員等には、支給する給与のうち、俸給、職責手当、初任給調整手当、地域手当、研究手当にあっては 31 分の 16 を支給する。

（育児部分休業者、介護部分休業者及び介護時間取得者の給与）

第 62 条 育児休業、介護休業規程第 19 条、第 30 条又は第 33 条の規定により育児部分休業又は介護部分休業をしている職員等若しくは介護時間を取得している職員等には、第 10 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務をしない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 申し出た育児部分休業期間、介護部分休業期間又は介護時間取得期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

（配偶者同行休業者の給与）

第 62 条の 2 配偶者同行休業規程第 3 条又は第 4 条の規定により配偶者同行休業をしている職員には、その休業の期間中、給与を支給しない。

（復職時の調整）

第 63 条 次の表の左欄に掲げる休職、休業又は休暇をし、又は休職等とされた者が復職し、若しくは勤務に復帰した場合又は休職のため引続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その休職等の期間を同表右欄に掲げる換算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、復職し、勤務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は復職等の日から 1 年以内の第 17 条に定める昇給の時期に、同条の昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の病気休暇	3分の3以下
職員人事規程第21条第1項第3号の休職	3分の3以下
職員人事規程第21条第1項第4号の休職（業務上若しくは通勤中の災害に係るものに限る。）	3分の3以下
育児休業、介護休業規程第4条、第11条又は第24条の規定による育児休業又は介護休業	100分の100以下
結核性疾患に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の規定による病気休暇	2分の1以下
非結核性疾患に係る職員人事規程第21条第1項第1号の休職又は職員就業規則第30条若しくは任期付職員就業規則第30条の病気休暇	3分の1以下
職員人事規程第21条第1項第4号の休職（業務又は通勤中の災害に係るもの除く。）	3分の1以下
職員人事規程第21条第1項第2号の休職（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3
配偶者同行休業規程第3条又は第4条の規定による配偶者同行休業	100分の50以下

- 2 理事長は、職員人事規程第21条第1項第3号の規定により休職にされた職員又は任期付職員が復帰した場合の俸給月額は、前項の規定による場合であって、他の職員又は任期付職員との権衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず調整することができる。

第64条 削除

第6章 規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第65条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

第1条 独立行政法人国立環境研究所給与規程（平成13年4月1日規程第8号（以下「旧給与規程」という。））は廃止する。

（施行期日）

第2条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第3条 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律（平成18年法律第29号）附則第2条により職員となったものに係るこの規程の施行前の在職期間については、この規程の適用を受ける在職期間とみなす。

（施行日における号俸の切替え）

第4条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において旧給与規程による職員俸給表及び任期付職員俸給表の適用を受けていた職員及び任期付職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸

(以下「旧号俸」という。)に応じて附則別表第1に定める号俸とする。ただし、切替日の前日において受けていた旧号俸が、その職務の級の最高の号俸を超える号俸であった場合の切替日における号俸は、最高号俸とする。

(号俸の切替えに伴う経過措置)

- 第5条** 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員及び任期付職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額(改正附則(平成21年12月4日)第1条に定める適用日において、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等以外の職員(研究テーマ型任期付研究員を除く。)にあっては、当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員及び任期付職員(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第3条の規定により採用された任期付研究員であって、切替日の前日に任期満了となる者を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(改正附則(平成22年12月3日)第2条における特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。
- 2 切替日以降に人事交流その他により新たにこの規程による俸給表の適用を受けることとなった職員等について、人事交流その他採用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。
- 3 前2項の規定により俸給を支給される職員及び任期付職員に係るこの規程の第5条第1項、第6条第1項から第4項まで、第10条、第23条第2項から第4項まで、第24条第2項、第52条第3項及び第4項、第56条第3項、第59条第2項から第5項及び第7項、第63条第1項及び第3項から第5項まで及び附則第6条の規定においては、「俸給」を「俸給にこの規程の附則第5条第1項又は第2項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定により俸給を支給される職員及び任期付職員に係るこの規程の第19条第1項各号及び第57条第2項の規定においては、「俸給月額」を「俸給月額にこの規程の附則第5条第1項又は第2項に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

(地域手当にかかる経過措置)

- 第6条** 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間における地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とし、平成22年3月31日までの期間における地域手当の月額は、各年度理事長が別に定めるものによることとする。

- 第7条** この規程の施行前に従前の研究所の非常勤職員(独立行政法人国立環境研究所パートタイマー就業規則(平成13年規則第12号)の適用を受けていた者を除く。)であったものの在職期間は、第50条第2項に定める期末手当の在職期間及び第54条第6項に定める業績手当の在職期間に算入する。

改正附則(平成19年3月30日)

(施行期日)

- 第1条** この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(昇給にかかる経過措置)

第2条 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の第 17 条の規定にかかわらず、改正前の第 17 条の規程によるものとする。この場合、「4 号俸上位」とあるのは「2 号俸上位(改正後の第 17 条第 2 項の適用を受けることとなる職員にあっては、「3 号俸上位」)と読み替えるものとする。

- 2 前項によるもののほか、良好な成績で勤務したときは、平成 20 年 1 月 1 日に、2 号俸(55 歳以上の職員においては、1 号俸)昇給させるものとする。
- 3 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの間においては、別表第 5 に替えて附則別表第 1 を、別表第 6 に替えて附則別表第 2 を、別表第 7 に替えて附則別表第 3 を適用するものとする。

附則別表第 1 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの間の職員（附則別表第 2 及び第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	3	1	0
昇給区分	A	B	C	D	E

附則別表第 2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの間のユニット長（附則別表第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	3	1	0
昇給区分	A	B	C	D	E

附則別表第 3 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの間の 55 歳以上の職員の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	3 以上	2	1	0	0
昇給区分	A	B	C	D	E

(職責手当にかかる経過措置)

第3条 第 19 条第 1 項の規定により職責手当が支給される職員のうち、同条第 2 項の規定による職責手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職責手当として支給する。

- 一 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - 二 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - 三 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - 四 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 施行日の前日にこの規程に基づく職責手当の支給を受けていた職員 同日にその者が受けている職責手当（改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）第 1 条に定める適用日にお

いて、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等にあっては、当該職責手当に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同附則第4条に規定する減額改定対象職員等以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

二 施行日以後に人事交流その他により採用した職員その他特別の事情があると認められる職員 他の職員との均衡を考慮して前号に準じて定める額

（地域手当にかかる経過措置）

第4条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

改正附則（平成19年12月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（地域手当にかかる経過措置）

第2条 改正附則（平成19年3月31日）第4条は廃止とする。

第3条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間における地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6.5を乗じて得た額とする。

第4条 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

改正附則（平成20年11月12日）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

改正附則（平成21年3月11日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（地域手当にかかる経過措置）

第2条 改正附則（平成19年12月3日）第3条及び第4条は廃止とする。

第3条 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間における地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

改正附則（平成21年6月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

改正附則（平成21年12月4日）

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

(附則及び改正附則の改正)

第2条 (削除)

第3条 (削除)

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第4条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第52条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（特定職員にあっては改正後の第52条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員等となった日）において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当（第45条第1項に規定する加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から11月までの月数（職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第4条又は第11条の2の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
任期付職員俸給表 (研究テーマ型任期付研究員)		1号俸から5号俸まで
任期付職員俸給表 (特定業務任期付職員)		1号俸
N I E S特別研究員俸給表		1号俸から5号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

改正附則（平成22年4月12日）

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

改正附則（平成22年12月3日）

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

(55歳を超える職員の減額措置)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、職種欄に掲げる職員であって、かつ、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特別調整職員」という。）に対する俸給の支給に当たっては、当該特別調整職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日）以後、当該特別調整職員の俸給の月額から、当該特別調整職員の俸給の月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特別調整職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特別調整職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特別調整職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額から当該特別調整職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額を減じた額を除く）を減ずる。

俸給表	職種	職務の級
職員俸給表	研究系職員	5級
	研究系職員以外の職員	4級

- 2 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の職責手当は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の俸給及び職責手当を算出の基礎とする手当等の算出に当たっては、第1項及び第2項の規定による額を用いるものとする。
- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該特別調整職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「国立環境研究所職員給与規程（平成22年12月3日一部改正）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(附則及び改正附則の改正)

第3条 (削除)

第4条 (削除)

(平成22年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例措置)

第5条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第52条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の135を乗じて得た額（特定職員にあっては100分の115、任期付職員等にあっては100分の150を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員等となった日）において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当（第45条第1項に規定する加算額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から11月までの月数（職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第21条第1項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第4条又は第11条の2の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
	4 級	1 号俸から 24 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで
任期付職員俸給表 (研究テーマ型任期付研究員)		1 号俸から 5 号俸まで
N I E S 特別研究員俸給表		1 号俸から 5 号俸まで

二 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整)

第 6 条 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 21 年度において第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則及び改正附則の改正)

第 2 条 (削除)

(臨時特例)

第 3 条 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額（附則第 5 条の規定による俸給を含み、当該職員が第 64 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（附則第 5 条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	支給減額率
職員俸給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級及び 4 級	100 分の 7.77
	5 級以上	100 分の 9.77
任期付職員俸給表 招へい型任期付研究員	1 号俸から 3 号俸	100 分の 7.77
	4 号俸以上	100 分の 9.77

任期付職員俸給表 研究テーマ型任期付研究員	全ての号俸	100 分の 7.77
任期付職員俸給表 特定業務任期付職員	1 号俸から 4 号俸	100 分の 7.77
	5 号俸以上	100 分の 9.77
特任研究員俸給表	全ての号俸	100 分の 7.77

- 2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 職責手当 当該職員の職責手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に 100 の 10 を乗じて得た額
 - 三 研究手当 当該職員の俸給月額に対する研究手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する研究手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 五 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 六 第 59 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される休職者等の給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第 59 条第 1 項 第 1 項及び前各号に定める額
 - ロ 第 59 条第 2 項 第 1 項及び第二号から第四号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ハ 第 59 条第 3 項 第 1 項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第 59 条第 4 項及び第 5 項 第 1 項及び第二号から第四号に定める額に、同条第 4 項又は第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第 59 条第 6 項 理事長が別に定める給与に基づき、第 1 項及び前各号に定める額に準じた額
- 3 特例期間においては、第 51 条、第 58 条及び第 61 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 10 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当の月額の合計額を平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする
- 4 特例期間においては、第 57 条第 2 項の「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から、俸給月額に改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）第 3 条第 1 項の表に掲げる任期付職員又は特任研究員の区分に応じ定める支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 5 特例期間においては、改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規定の適用を受ける職員に対する第 1 項、第 2 項各号、及び第 3 項の規定の適用については、第 1 項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項第一号中「職責手当の月額」を「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 1 項の規定による職責手当の月額」と、同項第二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による俸給月額に対する地域手当の月額」と、「当該職員の職責手当に対する地域手当の月額」を「当該職員の改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による職責手当に対する地域手当の月額」と、同項第三号中「俸給月額に対する研究手当の月額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による俸給月額に対する研究手当の月額」と、「当該職員の職責手当に対する研究手当の月額」を「当該職員の改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による

職責手当に対する研究手当の月額」と、同項第四号中「期末手当の額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による期末手当の額」と、同項第五号中「業績手当の額」とあるのは「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条第 3 項の規定による業績手当の額」と、同項第六号イ及びホ中「第 1 項及び前各号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「第 1 項及び第二号から第四号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項及び第二号から第四号」と、同号ハ中「第 1 項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第 5 項により読み替えられた第 1 項並びに第二号及び第三号」とし、第 3 項中「同条の規定により算出した給与額から、」の下に「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規程により俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当から減ぜられる額の合計額を平均所定勤務時間数で除した額に相当する額及び」を、「平均所定勤務時間数で除して得た額」の下に「改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規程により俸給月額、職責手当並びにこれに対する地域手当、研究手当から減ぜられる額の合計額を平均所定勤務時間数で除した額を差し引いた額」を加える。

- 6 特例期間においては、第 62 条第 1 項中「第 10 条」とあるのは、「改正附則（平成 24 年 3 月 30 日）第 3 条第 3 項」（同条第 5 項で読み替えて適用する場合を含む。）とする。
- 7 前各号の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成 24 年 6 月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例措置）

第 4 条 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 52 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までの間に職員等以外の者又は職員等であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給欄、職務の級欄、号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員等以外の職員等（以下この項において「減額改定対象職員等」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員等となった日）において減額改定対象職員等が受けるべき俸給、職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究手当、住居手当及び単身赴任手当（第 45 条第 1 項に規定する加算額を除く。）の月額（改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同条の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から平成 24 年 3 月までの月数（職員等として在職しなかった期間、職員人事規程第 21 条第 1 項の規定により休職にされていた期間及び育児休業、介護休業規程第 4 条又は第 11 条の 2 の規定により育児休業又は育児短時間勤務をしていた期間の属する月を除く。）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
職員俸給表	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
	4 級	1 号俸から 36 号俸まで
	5 級	1 号俸から 16 号俸まで
任期付職員俸給表	研究テーマ型任期付研究員	1 号俸から 5 号俸まで
	特定業務任期付職員	1 号俸から 3 号俸まで
特任研究員俸給表		1 号俸から 5 号俸まで

二 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに平成 23 年 12 月 1 日において減額改定対象職員等であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の

合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(平成 24 年 4 月 1 日、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 第 5 条** 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度において第 17 条第 1 項又は第 2 条の規定による昇給その他の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 24 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない職員のうち特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては 2 号俸）上位の号俸とする。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 3 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成 25 年 1 月 11 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

改正附則（平成 25 年 3 月 8 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 25 年 11 月 1 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 1 月 10 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 3 月 14 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 12 月 5 日）

（施行期日）

第 1 条 改正の日から施行し、改正後の独立行政法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の別表第 4 を除き、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例)

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、別表第 5 に替えて附則別表第 1 を、別表第 6 に替えて附則別表第 2 を、別表第 7 に替えて附則別表第 3 を適用するものとする。
附則別表第 1 平成 27 年 3 月 31 日までの間の職員（附則別表第 2 及び附則別表第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	3	1	0
昇給区分	A	B	C	D	E

附則別表第 2 平成 27 年 3 月 31 日までの間のユニット長（附則別表第 3 の職員を除く。）の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	7 以上	5	2	1	0
昇給区分	A	B	C	D	E

附則別表第 3 平成 27 年 3 月 31 日までの間の 55 歳以上の職員の昇給号俸数表（附則第 2 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	1 以上	0	0	0	0
昇給区分	A	B	C	D	E

改正附則（平成27年3月13日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（号俸の切替えに伴う経過措置）

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員等で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなるもの（次の各号に掲げる職員等を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）第 2 条における特別調整職員にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特別調整職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日）以後、当該額に百分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 一 切換日以降に第 16 条の規定により降格した職員
- 二 切換日前に第 63 条の表に掲げる休職等の期間がある職員等であって、切換日以降に当該休職等の期間を含む期間に係る復職時の調整をされたもの。
- 三 切換日以降に、育児休業、介護休業規程第 11 条の 2 の規定により育児短時間勤務を開始し、又は終了した職員等

第3条 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員等のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員等（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける俸給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（改正附則（平成22年12月3日）第2条における特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日）以後、当該額に百分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 一 債給表の適用を異にする異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 二 降格をした場合 切替日の前日においてその者が受けている俸給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日におけることとなる号俸に対応する俸給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 四 育児短時間勤務を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 育児短時間勤務をしている職員等 改正前の給与規程俸給表に掲げる俸給月額のうち、切替日の前日にその者が受けている号俸に応じた額に31分の16を乗じて得た額
 - ロ 育児短時間勤務を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前俸給表による俸給月額
- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける俸給月額が理事長が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

第4条 切替日以降に人事交流その他により研究所に採用され、新たにこの規程による俸給表の適用を受けることとなった職員等（人事交流その他により研究所に採用された日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員等を除く。「以下人事交流等職員」という。）であって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に人事交流その他により採用されたものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特別調整職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き俸給表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる俸給の額に相当する額を、俸給として支給する。

第5条 第2条から第4条の規定により俸給を支給される職員等に係るこの規程の第5条第1項、第6条第1項から第4項まで、第10条、第23条第2項から第4項まで、第24条第2項、第52条第3項から第5項、第56条第3項、第59条第2項から第5項及び第7項、第61条、第64条第1項及び第3項から第5項まで、改正附則（平成27年3月13日）第3条第1項及び第2項の規定においては、「俸給」を「俸給に改正附則（平成27年3月13日）第2条から第4条に規定する差額に相当する額を加算した額」と読

み替えて適用する。

- 2** 第1項から第3項の規定により俸給を支給される職員等に係るこの規程の第57条第2項の規定においては、「俸給月額」を「俸給月額に改正附則（平成27年3月13日）第2条から第4条に規定する差額に相当する額を加算した額」と読み替えて適用する。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 第6条** 地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の13を乗じて得た額とする。

（地域手当に関する経過措置）

- 第7条** この改正の施行の際現に第23条第4項の規定の適用を受けている職員等に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の3の規定の適用を受けている職員等が切替日に研究所に採用された場合における当該職員等に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同法で定める支給割合」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）第2条の規定による改正前の第11条の3第2項各号に定める割合」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 第8条** 単身赴任手当の月額は、第45条第1項の規定にかかわらず、26,000円とする。

改正附則（平成28年2月1日）

（施行期日）

- 第1条** 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 第2条** 改正附則（平成27年3月13日）第6条は廃止する。

- 2** 地域手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

改正附則（平成28年3月31日）

（施行期日）

- 第1条** この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 第2条** 改正附則（平成27年3月13日）第8条は廃止する。

改正附則（平成28年12月1日）

（施行期日）

- 第1条** 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

改正附則（平成28年12月26日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

改正附則（平成29年3月23日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、第21条第4項の規定については、同項中「6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）」とあるのは、第21条第2項第1号に該当する扶養親族については「10,000円」、同項第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については「6,500円」、同項中「10,000円」とあるのは「8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、第21条第2項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については9,000円）」とする。

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、第21条第4項の規定については、同項中「6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）」とあるのは「6,500円」とする。

第4条 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書及び第22条第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、同項中「5級の」とあるのは「5級以上の」と、第21条第4項の規定については、同項中「6,500円（職務の級が5級である職員にあっては3,500円）」とあるのは「6,500円（職務の級が5級以上である職員にあっては3,500円）」とする。

改正附則（平成29年12月8日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の第52条を除き、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年12月における期末手当に関する特例）

第2条 平成29年12月における第52条第2項の規定については、同項中「165」とあるのは、「167.5」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、当該職員の平成26年度において第17条第2項の規定による昇給その他の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

改正附則（平成30年3月15日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

改正附則（平成30年11月9日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

改正附則（平成30年11月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改正附則（平成31年1月30日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所給与規程の規定は、改正後の第52条を除き、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年12月における期末手当の特例）

第2条 平成30年12月における第52条第2項の規定については、同項中「167.5」とあるのは、「170」とする。

改正附則（平成31年3月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改正附則（令和元年6月25日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

改正附則（令和元年12月12日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則（令和2年1月27日）

（施行期日）

第1条 改正後の国立研究開発法人国立環境研究所給与規程の規定は、改正後の第25条及び第26条並びに第52条を除き、平成31年4月1日から適用する。

2 第25条及び第26条並びに第52条は令和2年4月1日から適用する。

（昇格に関する経過措置）

第2条 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸法対応表による号俸が、改正前の号俸法対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸法対応表による号俸とする。

- 2** 施行日から令和2年3月31日までの間に昇格した職員のうち、第1項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 第3条** 施行日の前日において、改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第25条のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から改正後の第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2** 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(令和元年12月における期末手当の特例)

- 第4条** 令和元年12月における第52条第2項の規定については、同項中「170」とあるのは「172.5」とする。

改正附則（令和2年12月9日）

(施行期日)

- 第1条** この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月における期末手当の特例)

- 第2条** 令和2年12月における第52条第2項の規定については、同項中「127.5」とあるのは、「125」とし、「107.5」とあるのは、「105」とし、「167.5」とあるのは、「165」とする。

改正附則（令和3年3月24日）

(施行期日)

- 第1条** この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正附則（令和3年6月17日）

(施行期日)

- 第1条** この規程は、令和3年6月17日から施行する。

改正附則（令和4年6月24日）

(施行期日)

- 第1条** この規程は、改正の日から施行し、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月における期末手当の特例)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ該当する各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- 一 職員 127.5分の15
- ニ 特定職員 107.5分の15
- 三 任期付職員 167.5分の10

改正附則（令和4年9月30日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

改正附則（令和4年12月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月26日から施行する。

- 2 改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。なお、改正により発生する俸給月額の差額等の支給日は、令和5年1月16日とする。

（昇格に関する経過措置）

第2条 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対照表による号俸とする。

- 2 施行日から令和5年3月31日までの間に昇格した職員のうち、第1項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

改正附則（令和5年9月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

改正附則（令和6年1月29日）

（施行期日）

第1条 改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の第52条を除き、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年12月における期末手当に関する特例）

- 2 令和5年12月における第52条第2項の規定については、同項中「122.5」とあるのは「125」とし、「102.5」とあるのは「105」とし、「170」とあるのは「175」とする。

（昇格等に関する経過措置）

第3条 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対照表による号俸とする。

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間に昇格した職員のうち、第1項との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

(令和 4 年 12 月及び令和 5 年 6 月における期末手当の特例)

第4条 令和 4 年 12 月における第 52 条第 2 項の規定については、改正前の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程第 52 条第 2 項中「162.5」とあるのは「167.5」とする。

2 令和 5 年 6 月における第 52 条第 2 項の規定については、改正前の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程第 52 条第 2 項中「162.5」とあるのは「165」とする。

3 改正により発生する期末手当の差額の支給日は、令和 6 年 2 月 16 日とする。

改正附則（令和 6 年 3 月 28 日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(定年延長に伴う俸給月額の調整)

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（以下同条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員が受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則第 9 条の 2 に規定する降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

改正附則（令和 6 年 12 月 26 日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 7 年 2 月 26 日）

(施行期日)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、改正後の国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程の規定は、改正後の第 52 条を除き、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。なお、改正により発生する俸給月額の差額等の支給日は、令和 7 年 3 月 17 日とする。

(令和 6 年 12 月における期末手当に関する特例)

第2条 令和 6 年 12 月における第 52 条第 2 項の規定については、同項中「125」とあるのは「127.5」とし、「105」とあるのは「107.5」とし、「172.5」とあるのは「175」とする。

改正附則（令和 7 年 3 月 15 日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第21条第1項ただし書、同条第2項第1号及び第22条第8項第3号から第6号については、改正前の規定を適用するものとする。

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の第21条第2項第1号に定める配偶者に該当する第4項の規定の適用については、「3,000円（ただし、職務の級が5級及び6級の職員に対しては支給しない）」とする。

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、改正後の第21条第2項第2号に該当する者の第4項の規定の適用については、同項中「13,000円」とあるのは「11,500円」とする。

(施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日までに改正前の第23条第4項又は第5項に規定する異動等のあった職員等については、改正後の第23条第4項及び第5項の規定に関わらず、改正前の規定を適用するものとする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第4条 第32条第4項及び第45条第4項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員等となった者にも適用する。

別表第1 職員俸給表（第12条第2項関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1			311,600	355,400	399,900	530,600
2			313,500	356,800	402,500	533,700
3			315,400	358,200	405,100	536,800
4			317,300	359,500	407,600	539,900
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	567,700
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	568,400
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	569,000
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	569,600
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	570,200
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	570,800
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	571,400
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	572,000
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	572,600
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	573,100
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	573,600
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	574,100
34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400	574,600
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800	575,100
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300	575,600
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700	576,100
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200	576,600
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600	577,100
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100	577,600
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400	578,000
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600	578,400
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800	578,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000	579,200

45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600	579,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100	580,000
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700	580,400
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200	580,800
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900	
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300	
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700	
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200	
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300	
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500	
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700	
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900	
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800	
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800	
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800	
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800	
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900	
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800	
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500	
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200	
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000	
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800	
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600	
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400	
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100	
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900	
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700	
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500	
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200	
74	281,200	326,800	394,300		535,900	
75	281,900	327,500	394,900		536,600	
76	282,600	328,200	395,600		537,200	
77	283,200	328,900	396,300		537,800	
78	283,900	329,600	396,800		538,400	
79	284,600	330,300	397,400		539,000	
80	285,200	331,000	398,000		539,600	
81	285,800	331,700	398,500		540,100	
82	286,500	332,500	399,100		540,600	
83	287,200	333,200	399,700		541,100	
84	287,800	333,800	400,200		541,600	
85	288,400	334,300	400,700			
86	289,100	334,800	401,200			
87	289,800	335,200	401,700			
88	290,400	335,600	402,400			

89	291,000	335,900	402,800			
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第2 任期付職員俸給表（第12条第2項関係）

招へい型任期付研究員

号俸	俸給月額(円)
1	538,000
2	621,000
3	722,000
4	824,000
5	926,000
6	1,028,000

テニュアトラック型任期付研究員

号俸	俸給月額(円)
1	346,000
2	382,000
3	410,000
4	438,000
5	466,000

特定業務任期付職員

号俸	俸給月額(円)
1	305,200
2	315,000
3	320,400
4	326,100
5	333,800
6	384,600
7	393,000
8	402,800
9	440,000
10	492,000
11	555,000
12	634,000
13	740,000
14	864,000

別表第3 (廃止)

別表第4 昇格時号俸対応表（第15条第2項関係）

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	2	1	1
19	1	1	3	1	1
20	1	1	4	1	1
21	1	1	5	1	1
22	1	1	6	2	1
23	1	1	7	3	1
24	1	1	8	4	1
25	1	1	9	5	1
26	2	1	10	6	1
27	3	1	11	7	1
28	4	1	12	8	1
29	5	1	13	9	1
30	6	1	14	10	1
31	7	1	15	11	1
32	8	1	16	12	1
33	9	1	17	13	1
34	10	2	18	14	1
35	11	3	19	15	1
36	12	4	20	16	1
37	13	5	21	17	1
38	14	6	22	17	1
39	15	7	23	18	1
40	16	8	24	18	1
41	17	9	25	19	1
42	17	10	26	19	1
43	18	11	27	20	1

44	18	12	28	20	1
45	19	13	29	21	1
46	19	14	29	21	1
47	20	15	30	22	1
48	20	16	30	22	1
49	21	17	31	23	1
50	22	17	31	23	1
51	23	17	32	24	1
52	24	18	32	24	1
53	25	18	33	25	1
54	25	18	34	25	2
55	26	19	35	26	3
56	26	19	36	26	4
57	27	19	37	26	5
58	27	20	37	26	6
59	28	20	37	27	7
60	28	20	38	27	8
61	29	21	38	27	9
62	29	21	38	28	9
63	29	22	39	28	10
64	30	22	39	28	10
65	30	23	39	29	11
66	30	23	40	29	11
67	31	24	40	29	12
68	31	24	40	30	12
69	31	25	41	30	13
70	32	25	41	30	13
71	32	25	42	31	14
72	32	26	42	31	14
73	33	26	42	31	15
74	33	26	42		
75	34	27	43		
76	34	27	43		
77	35	27	43		
78	35	28	44		
79	36	28	44		
80	36	28	44		
81	37	29	45		
82	37	30	45		
83	38	31	45		
84	38	32	46		
85	39	33	46		
86	39	33	46		
87	40	33	47		
88	40	33	47		
89	41	34	47		

90	41	34			
91	42	34			
92	42	34			
93	43	35			
94	43	35			
95	44	35			
96	44	35			
97	45	36			
98	46	36			
99	47	36			
100	48	36			
101	49	37			
102	50	37			
103	51	37			
104	52	38			
105	53	38			
106	53	38			
107	53	38			
108	54	38			
109	54	39			
110	54	39			
111	55	39			
112	55	39			
113	55	39			
114	56	40			
115	56	40			
116	56	40			
117	57	40			
118	57	40			
119	58	41			
120	58	41			
121	59	41			

別表第4の2 降格時号俸対応表（第16条第2項関係）

降格した日の前日 に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	33	17	21	53
2	26	34	18	22	54
3	27	35	19	23	55
4	28	36	20	24	56
5	29	37	21	25	57
6	30	38	22	26	58
7	31	39	23	27	59
8	32	40	24	28	60
9	33	41	25	29	62
10	34	42	26	30	64
11	35	43	27	31	66
12	36	44	28	32	68
13	37	45	29	33	70
14	38	46	30	34	72
15	39	47	31	35	73
16	40	48	32	36	73
17	42	51	33	38	73
18	44	54	34	40	73
19	46	57	35	42	73
20	48	60	36	44	73
21	49	62	37	46	73
22	50	64	38	48	
23	51	66	39	50	
24	52	68	40	52	
25	54	71	41	54	
26	56	74	42	58	
27	58	77	43	61	
28	60	80	44	64	
29	63	81	46	67	
30	66	82	48	70	
31	69	83	50	73	
32	72	84	52	73	
33	74	88	53	73	
34	76	92	54	73	
35	78	96	55	73	
36	80	100	56	73	
37	82	103	59	73	
38	84	108	62	73	
39	86	113	65	73	
40	88	118	68	73	
41	90	121	70	73	
42	92	121	74	73	
43	94	121	77	73	

44	96	121	80	73	
45	97	121	83	73	
46	98	121	86	73	
47	99	121	89	73	
48	100	121	89	73	
49	101	121	89	73	
50	102	121	89	73	
51	103	121	89	73	
52	104	121	89	73	
53	107	121	89	73	
54	110	121	89	73	
55	113	121	89	73	
56	116	121	89	73	
57	118	121	89	73	
58	120	121	89	73	
59	121	121	89	73	
60	121	121	89	73	
61	121	121	89	73	
62	121	121	89	73	
63	121	121	89	73	
64	121	121	89	73	
65	121	121	89	73	
66	121	121	89	73	
67	121	121	89	73	
68	121	121	89	73	
69	121	121	89	73	
70	121	121	89	73	
71	121	121	89	73	
72	121	121	89	73	
73	121	121	89	73	
74	121	121			
75	121	121			
76	121	121			
77	121	121			
78	121	121			
79	121	121			
80	121	121			
81	121	121			
82	121	121			
83	121	121			
84	121	121			
85	121	121			
86	121	121			
87	121	121			
88	121	121			
89	121	121			

90	121				
91	121				
92	121				
93	121				
94	121				
95	121				
96	121				
97	121				
98	121				
99	121				
100	121				
101	121				
102	121				
103	121				
104	121				
105	121				
106	121				
107	121				
108	121				
109	121				
110	121				
111	121				
112	121				
113	121				
114	121				
115	121				
116	121				
117	121				
118	121				
119	121				
120	121				
121	121				

別表第 5 職員（別表第 6 及び別表第 7 の職員を除く。）の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	4	2	0
昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	4	2	0

別表第 6 ユニット長（別表第 7 の職員を除く。）の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	3	2	0
昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	8 以上	6	3	2	0

別表第 7 55 歳以上の職員の昇給号俸数表（第 17 条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	2 以上	1	0	0	0
昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号俸数	2 以上	1	0	0	0

別表第8 職責手当額表（第19条関係）

職務の級	第19条第1項の区分	職責手当額 (円)
6級	第1号職員	139,700
5級	第1号職員	129,300
	第2号職員	103,400
	第3号職員	90,500
	第4号職員	77,600
4級	第2号職員	89,600
	第3号職員	78,400
	第4号職員	67,200
3級	第3号職員	71,100
	第4号職員	60,900

別表第9 初任給調整手当額（第20条第1項関係）

期間の区分	月額(円)
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300
22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700